

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、Bitcoin Japan 株式会社と称し、英文では Bitcoin Japan Corporation と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 絹、綿、毛、人造繊維、化学繊維、合成繊維、半合成繊維の織物、編物、糸、綿ならびにこれらの物を材料とする製品の加工および販売
2. 寝具製品、室内装飾品、家具ならびに電気製品の加工および販売
3. 宝石、貴金属、装身具、毛皮、皮革ならびに人口皮革製品の加工および販売
4. 衣料品のレンタル
5. 医薬品、医薬部外品、化粧品、衛生用品、介護用品、介護機器ならびに医療機器の販売
6. 日用品雑貨、食料品ならびに飲料水の販売
7. 産業廃棄物、一般廃棄物の処理ならびに再生のための機器および処理剤等の販売
8. 水質浄化装置機器の販売
9. 什器、食器、陶磁器、ガラス器、漆器ならびに木製器の販売
10. 美術工芸品の販売
11. 事務用品ならびに事務用機器の販売
12. スポーツ用品ならびに健康器具の販売
13. 書籍、印刷物の企画、製作および販売
14. 各種展示会の設計、施工ならびに陳列器具の販売および賃貸
15. 商標権、特許権ならびに著作物の取得、保有および運用
16. コンピューターソフトウェアの開発、取得、賃貸および販売
17. 生命保険募集に関する業務
18. 金銭の貸付
19. 有価証券の取得、保有、売買および運用
20. 不動産売買、賃貸借、仲介および管理
21. 意匠燃糸製造販売
22. 事業売買に関する業務及び経営指導料並びに業務委託に関する業務
23. 金融商品取引に関する事業
24. 金融に関する事業

- 25. 有価証券の売買等の媒介、取次および代理ならびに投資顧問業および投資運用業
 - 26. AI、ビットコインのマイニングおよびクラウド一般向けのデータセンターの開発およびリースに関する事業
 - 27. Web3 サービスおよびブロックチェーン技術に係るコンサルティング事業
 - 28. ビットコインへの投資・保有・運用
 - 29. ビットコインを使った資産運用
 - 30. ビットコインに関連・付随する業務全般
 - 31. 前各号に附帯する一切の業務に対する投資または融資
 - 32. 前各号に附帯する一切の業務
- (本店)

第3条 当社は、本店を東京都墨田区に置く。

(機関の設置)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、238,561,392株とし、当社の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のとおりとする。

普通株式	238,561,392株
A種種類株式	250,000株
B種種類株式	250,000株
C種種類株式	250,000株

(A種種類株式)

第6条の2 当社の発行するA種種類株式の内容は、次項から第11項までに定めるものとする。

2. 配当金

(1) 当社は、第44条第2項に基づき毎年3月31日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種種

類株式を有する株主（以下本条において「A 種種類株主」という。）または A 種種類株式の登録株式質権者（A 種種類株主と併せて以下本条において「A 種種類株主等」という。）に対し、第 6 条の 5 第 1 項に定める支払順位に従い、A 種種類株式 1 株につき、当該 A 種種類株式の 1 株当たりの払込金額（以下に定義される。）相当額に当該 A 種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる配当率（6 %を上限とし、以下本条において「A 種種類配当率」という。）を乗じて算出した額の金銭（1 円未満を切り捨てる。）の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下本条および第 6 条の 5 において「A 種配当金」という。）を行う。ただし、当該配当に係る基準日が属する事業年度において次項に定める A 種中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。本項において「払込金額」とは、当該 A 種種類株式を初めて発行するに際して、その発行前に決定される、当会社に対して払い込まれる A 種種類株式 1 株当たりの金額をいう。

(2) ある事業年度に属する日を基準日として A 種種類株主等に対して行われた 1 株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係る A 種配当金につき本号に従い累積した A 種累積未払配当金（以下に定義される。）の配当を除く。）の総額が、当該事業年度に係る A 種配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、前号に従い計算される A 種配当金の額をいう。ただし、かかる計算においては、前号但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度（以下、本号において「不足事業年度」という。）の翌事業年度以降の事業年度に累積する（本号に従い累積する金額を以下本条および第 6 条の 5 において「A 種累積未払配当金」という。）。この場合の累積額は、不足事業年度に係る定時株主総会の翌日（同日を含む。）から累積額が A 種種類株主等に対して支払われる日（同日を含む。）までの実日数につき、年率 1.0%の利率の単利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1 年を 365 日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は 366 日）として日割計算を行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第 2 位まで計算し、その小数第 2 位を四捨五入する。当会社は、A 種累積未払配当金については、第 6 条の 5 第 1 項に定める支払順位に従い、A 種種類株主等に対して配当する。なお、かかる配当を行う A 種累積未払配当金に、各 A 種種類株主等が権利を有する A 種種類株式の数に乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(3) 当会社は、普通株式を有する株主（以下本条において「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（普通株主と併せて以下本条および第 6 条の 5 において「普通株主等」という。）に対して剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日の最終の株主名簿に記載または記録された A 種種類株主等に対し、A 種種類株式 1 株につき、当該 A 種種類株式に係る 1 株当たりの公正な価額を踏まえて、当該 A 種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる算定方法により決定される額の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下本条および第 6 条の 5 において「A 種参加型配当

金」という。)を、第6条の5第1項に定める支払順位に従い行う。なお、A種参加型配当金の額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

3. 中間配当金

当会社は、第44条第2項に基づき毎年9月30日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種種類株主等に対し、第6条の5第1項に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、当該A種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる算定方法により決定される額の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下本条および第6条の5において「A種中間配当金」という。）を行う。ただし、ある事業年度におけるA種中間配当金の額は、当該事業年度におけるA種配当金の額を超えないものとする。

4. 残余財産の分配

(1) 当会社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、第6条の5第2項に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、当該A種種類株式に係る1株当たりの公正な価額を踏まえて、当該A種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる算定方法により決定される額の金銭を支払う。

(2) A種種類株主等に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。

5. 議決権

A種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。当会社が、会社法第322条第1項各号に定める行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、A種種類株主を構成員とする種類株主総会決議を要しない。

6. 普通株式を対価とする取得請求権

A種種類株主は、当該A種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる当該A種種類株式の取得を請求することができる期間中、当会社に対して、当該A種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる算定方法により算出される数の普通株式（以下本条において「請求対象普通株式」という。）の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部または一部を取得することを請求すること（以下本条において「普通株式対価取得請求」という。）ができるものとする。この場合、当会社は、法令の許容する範囲内において、当該普通株式対価取得請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、請求対象普通株式を当該A種種類株主に対して交付するものとする。なお、普通株式対価取得請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、金銭の交付は行わない。

7. 金銭を対価とする取得請求権

A種種類株主は、当該A種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる当該A種種類株式の取得を請求することができる期間中、当会社に対して、当該A種種類株式に係る1株当たりの公正な価額を踏まえて、当該A種種類株式の発行に先立って取締役

会の決議により定められる算定方法により算出される額の金銭（以下本条において「請求対象額」という。）の交付と引換えに、その有する A 種種類株式の全部または一部を取得することを請求すること（以下本条において「金銭対価取得請求」という。）ができるものとする。この場合、当会社は、法令の許容する範囲内において、当該金銭対価取得請求に係る A 種種類株式を取得するのと引換えに、A 種種類株式 1 株につき、請求対象額を当該 A 種種類株主に対して交付するものとする。なお、金銭対価取得請求に係る A 種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に 1 円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

8. 普通株式を対価とする取得条項

当会社は、A 種種類株式の発行日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日が到来することをもって、普通株式の交付と引換えに、A 種種類株式の全部または一部を取得すること（以下本条において「普通株式対価償還」という。）ができるものとする。この場合、当会社は、法令の許容する範囲内において、当該普通株式対価償還に係る A 種種類株式を取得するのと引換えに、当該 A 種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる算定方法により算出される数の普通株式を、A 種種類株主に対して交付するものとする。また、普通株式対価償還に係る A 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に 1 株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、金銭の交付は行わない。

A 種種類株式の一部を取得するときは、按分比例その他当会社の取締役会が定める合理的方法によって、A 種種類株主から取得すべき A 種種類株式を決定する。

9. 金銭を対価とする取得条項

当会社は、A 種種類株式の発行日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日が到来することをもって、金銭を対価として、A 種種類株式の全部または一部を取得すること（以下本条において「金銭対価償還」という。）ができるものとする。この場合、当会社は、法令の許容する範囲内において、当該金銭対価償還に係る A 種種類株式を取得するのと引換えに、A 種種類株式 1 株につき、当該 A 種種類株式に係る 1 株当たりの公正な価額を踏まえて、当該 A 種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる算定方法により算出される額の金銭を、A 種種類株主に対して交付するものとする。また、金銭対価償還に係る A 種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に 1 円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

A 種種類株式の一部を取得するときは、按分比例その他当会社の取締役会が定める合理的方法によって、A 種種類株主から取得すべき A 種種類株式を決定する。

10. 自己株式の取得に際しての売主追加請求権の排除

当会社が株主総会の決議によって A 種種類株主との合意により当該 A 種種類株主の有する A 種種類株式の全部または一部を取得する旨を決定する場合には、会社法第 160 条第 2 項および第 3 項の規定を適用しないものとする。

1 1. 株式の併合または分割、募集株式の割当て等

(1) 当会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、A 種種類株式について株式の併合または分割を行わない。

(2) 当会社は、A 種種類株主に対し、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。

(3) 当会社は、A 種種類株主に対し、募集株式の割当てまたは募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(B 種種類株式)

第 6 条の 3 当会社の発行する B 種種類株式の内容は、次項から第 8 項までに定めるものとする。

2. 配当金

(1) 当会社は、第 44 条第 2 項に基づき毎年 3 月 31 日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された B 種種類株式を有する株主（以下本条において「B 種種類株主」という。）または B 種種類株式の登録株式質権者（B 種種類株主と併せて以下本条において「B 種種類株主等」という。）に対し、第 6 条の 5 第 1 項に定める支払順位に従い、B 種種類株式 1 株につき、当該 B 種種類株式の 1 株当たりの払込金額（以下に定義される。）相当額に当該 B 種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる配当率（6 % を上限とし、以下本条において「B 種種類配当率」という。）を乗じて算出した額の金銭（1 円未満を切り捨てる。）の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下本条および第 6 条の 5 において「B 種配当金」という。）を行う。ただし、当該配当に係る基準日が属する事業年度において次項に定める B 種中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。本項において「払込金額」とは、当該 B 種種類株式を初めて発行するに際して、その発行前に決定される、当会社に対して払い込まれる B 種種類株式 1 株当たりの金額をいう。

(2) ある事業年度に属する日を基準日として B 種種類株主等に対して行われた 1 株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係る B 種配当金につき本号に従い累積した B 種累積未払配当金（以下に定義される。）の配当を除く。）の総額が、当該事業年度に係る B 種配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、前号に従い計算される B 種配当金の額をいう。ただし、かかる計算においては、前号但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度（以下、本号において「不足事業年度」という。）の翌事業年度以降の事業年度に累積する（本号に従い累積する金額を以下本条および第 6 条の 5 において「B 種累積未払配当金」という。）。この場合の累積額は、不足事業年度に係る定時株主総会の翌日（同日を含む。）から累積額が B 種種類株主等に対して支払われる日（同日を含む。）までの実日数につき、B 種種類配当率を基準として当該 B 種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる算定方法による単

利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算を行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。当会社は、B種累積未払配当金については、第6条の5第1項に定める支払順位に従い、B種種類株主等に対して配当する。なお、かかる配当を行うB種累積未払配当金に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(3) B種種類株主等に対しては、B種配当金およびB種累積未払配当金相当額を超えて剰余金の配当は行わない。

3. 中間配当金

当会社は、第44条第2項に基づき毎年9月30日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたB種種類株主等に対し、第6条の5第1項に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、当該B種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる算定方法により決定される額の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下本条および第6条の5において「B種中間配当金」という。）を行う。ただし、ある事業年度におけるB種中間配当金の額は、当該事業年度におけるB種配当金の額を超えないものとする。

4. 残余財産の分配

(1) 当会社は、残余財産を分配するときは、B種種類株主等に対し、第6条の5第2項に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、当該B種種類株式に係る1株当たりの公正な価額を踏まえて、当該B種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる算定方法により決定される額の金銭を支払う。

(2) B種種類株主等に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。

5. 議決権

B種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

6. 金銭を対価とする取得条項

当会社は、B種種類株式の発行日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日が到来することをもって、金銭を対価として、B種種類株式の全部または一部を取得すること

（以下本条において「金銭対価償還」という。）ができるものとする。この場合、当会社は、法令の許容する範囲内において、当該金銭対価償還に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るB種種類株式の数に、当該B種種類株式に係る1株当たりの公正な価額を踏まえて、当該B種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる算定方法により算出される額の金銭を、B種種類株主に対して交付するものとする。また、金銭対価償還に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。B種種類株式の一部を取得す

るときは、按分比例その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって、B 種種類株主から取得すべき B 種種類株式を決定する。

7. 自己株式の取得に際しての売主追加請求権の排除

当会社が株主総会の決議によって B 種種類株主との合意により当該 B 種種類株主の有する B 種種類株式の全部または一部を取得する旨を決定する場合には、会社法第 160 条第 2 項および第 3 項の規定を適用しないものとする。

8. 株式の併合または分割、募集株式の割当て等

(1) 当会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、B 種種類株式について株式の併合または分割を行わない。

(2) 当会社は、B 種種類株主に対し、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。

(3) 当会社は、B 種種類株主に対し、募集株式の割当てまたは募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(C 種種類株式)

第 6 条の 4 当会社の発行する C 種種類株式の内容は、次項から第 9 項までに定めるものとする。

2. 配当金

(1) 当会社は、第 44 条第 2 項に基づき毎年 3 月 31 日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された C 種種類株式を有する株主（以下本条において「C 種種類株主」という。）または C 種種類株式の登録株式質権者（C 種種類株主と併せて以下本条において「C 種種類株主等」という。）に対し、第 6 条の 5 第 1 項に定める支払順位に従い、C 種種類株式 1 株につき、当該 C 種種類株式の 1 株当たりの払込金額（以下に定義される。）相当額に当該 C 種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる配当率（6 %を上限とし、以下本条において「C 種種類配当率」という。）を乗じて算出した額の金銭（1 円未満を切り捨てる。）の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下本条および第 6 条の 5 において「C 種配当金」という。）を行う。ただし、当該配当に係る基準日が属する事業年度において次項に定める C 種中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。本項において「払込金額」とは、当該 C 種種類株式を初めて発行するに際して、その発行前に決定される、当会社に対して払い込まれる C 種種類株式 1 株当たりの金額をいう。

(2) ある事業年度に属する日を基準日として C 種種類株主等に対して行われた 1 株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係る C 種配当金につき本号に従い累積した C 種累積未払配当金（以下に定義される。）の配当を除く。）の総額が、当該事業年度に係る C 種配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、前号に従い計算される C 種配当金の額をいう。ただし、かかる計算においては、前号但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。

る。)に達しないときは、その不足額は、当該事業年度（以下、本号において「不足事業年度」という。）の翌事業年度以降の事業年度に累積する（本号に従い累積する金額を以下本条および第6条の5において「C種累積未払配当金」という。）。この場合の累積額は、不足事業年度に係る定時株主総会の翌日（同日を含む。）から累積額がC種種類株主等に対して支払われる日（同日を含む。）までの実日数につき、C種種類配当率を基準として当該C種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる算定方法による単利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算を行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。当会社は、C種累積未払配当金については、第6条の5第1項に定める支払順位に従い、C種種類株主等に対して配当する。なお、かかる配当を行うC種累積未払配当金に、各C種種類株主等が権利を有するC種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

（3）C種種類株主等に対しては、C種配当金およびC種累積未払配当金相当額を超えて剰余金の配当は行わない。

3. 中間配当金

当会社は、第44条第2項に基づき毎年9月30日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたC種種類株主等に対し、第6条の5第1項に定める支払順位に従い、C種種類株式1株につき、当該C種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる算定方法により決定される額の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下本条および第6条の5において「C種中間配当金」という。）を行う。ただし、ある事業年度におけるC種中間配当金の額は、当該事業年度におけるC種配当金の額を超えないものとする。

4. 残余財産の分配

（1）当会社は、残余財産を分配するときは、C種種類株主等に対し、第6条の5第2項に定める支払順位に従い、C種種類株式1株につき、当該C種種類株式に係る1株当たりの公正な価額を踏まえて、当該C種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる算定方法により決定される額の金銭を支払う。

（2）C種種類株主等に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。

5. 議決権

C種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

6. 普通株式を対価とする取得請求権

C種種類株主は、当該C種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる当該C種種類株式の取得を請求することができる期間中、当会社に対して、当該C種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる算定方法により算出される数の普通

株式（以下本条において「請求対象普通株式」という。）の交付と引換えに、その有する C 種種類株式の全部または一部を取得することを請求すること（以下本条において「普通株式対価取得請求」という。）ができるものとする。この場合、当会社は、法令の許容する範囲内において、当該普通株式対価取得請求に係る C 種種類株式を取得するのと引換えに、請求対象普通株式を当該 C 種種類株主に対して交付するものとする。なお、普通株式対価取得請求に係る C 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に 1 株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、金銭の交付は行わない。

7. 金銭を対価とする取得条項

当会社は、C 種種類株式の発行日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日が到来することをもって、金銭を対価として、C 種種類株式の全部または一部を取得すること（以下本条において「金銭対価償還」という。）ができるものとする。この場合、当会社は、法令の許容する範囲内において、当該金銭対価償還に係る C 種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係る C 種種類株式の数に、当該 C 種種類株式に係る 1 株当たりの公正な価額を踏まえて、当該 C 種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる算定方法により算出される額の金銭を、C 種種類株主に対して交付するものとする。また、金銭対価償還に係る C 種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に 1 円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。C 種種類株式の一部を取得するときは、按分比例その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって、C 種種類株主から取得すべき C 種種類株式を決定する。

8. 自己株式の取得に際しての売主追加請求権の排除

当会社が株主総会の決議によって C 種種類株主との合意により当該 C 種種類株主の有する C 種種類株式の全部または一部を取得する旨を決定する場合には、会社法第 160 条第 2 項および第 3 項の規定を適用しないものとする。

9. 株式の併合または分割、募集株式の割当て等

(1) 当会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、C 種種類株式について株式の併合または分割を行わない。

(2) 当会社は、C 種種類株主に対し、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。

(3) 当会社は、C 種種類株主に対し、募集株式の割当てまたは募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

（優先順位）

第 6 条の 5 A 種種類株式、B 種種類株式、C 種種類株式および普通株式に係る剰余金の配当の支払順位は、A 種累積未払配当金が第 1 順位、A 種配当金および A 種中間配当金が第 2 順位、B 種累積未払配当金が第 3 順位、B 種配当金および B 種中間配当金が第 4 順位、C 種累積未払配当金が第 5 順位、C 種配当金および C 種中間配当金が第 6 順位、普通株主等に対する剰余金の配当および A 種参加型配当金が第 7 順位とする。

2. A 種種類株式、B 種種類株式、C 種種類株式および普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A 種種類株式に係る残余財産の分配を第 1 順位、B 種種類株式に係る残余財産の分配を第 2 順位、C 種種類株式に係る残余財産の分配を第 3 順位、普通株式に係る残余財産の分配を第 4 順位とする。

3. 当会社が剰余金の配当または残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当または残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当または残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた按分比例の方法により剰余金の配当または残余財産の分配を行う。

(自己株式の取得)

第 7 条 取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。

(単元株式数)

第 8 条 当会社普通株式の単元株式数は、100 株とし、A 種種類株式、B 種種類株式および C 種種類株式の単元株式数は、それぞれ 1 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利

(2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(4) 次条に定める請求をする権利

(単元株未満株主の売渡請求)

第 10 条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。

(株式取扱規程)

第 11 条 当会社の株式に関する取扱は、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第 12 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

(基準日)

第13条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第14条 定時株主総会は、毎年6月に招集する。

2. 前項のほか、臨時株主総会は必要ある場合に随時これを招集する。

3. 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(決議要件)

第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(電子提供措置等)

第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しない。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. この場合には、株主または代理人は、代理権を証明する書面を総会毎に当会社に提出するものとする。

(議事録)

第 19 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

2. 株主総会の議事録は、その原本を決議の日から 10 年間本店に備え置き、その謄本を 5 年間支店に備え置く。

(種類株主総会)

第 19 条の 2 第 13 条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会について準用する。

2. 第 14 条第 3 項、第 15 条、第 17 条、第 18 条および第 19 条の規定は、種類株主総会について準用する。

3. 第 16 条第 1 項の規定は、会社法第 324 条第 1 項の規定による種類株主総会の決議について、第 16 条第 2 項の規定は、会社法第 324 条第 2 項の規定による種類株主総会の決議について、それぞれ準用する。

第 4 章 取締役および取締役会

(員 数)

第 20 条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、14 名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。

(取締役の選任)

第 21 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役と区別して、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 22 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(欠 員)

第 23 条 取締役が辞任その他の事由により退任した場合において、法定の員数を欠くに至らないときは、補欠の選任を行うことを要しない。

(取締役会の招集権者および議長)

第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(招集通知)

第 25 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(決議の省略)

第 26 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第 27 条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会で定める取締役会規則による。

(代表取締役および役付取締役)

第 28 条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

3. 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各 1 名を選定し、また必要に応じ、取締役副会長、取締役相談役、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(執行役員、副会長、相談役、参与および顧問)

第 29 条 取締役会の決議により執行役員、副会長、相談役、参与および顧問若干名を置くことができる。

(報酬等)

第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって定める。

(決議の方法)

第 31 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の議事録)

第 32 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに署名または記名押印する。

2. 取締役会の議事録は、決議の日から 10 年間本店に備え置く。

(取締役の責任免除)

第 33 条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監査等委員会

(常勤の監査等委員会)

第 34 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 35 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員の全員の同意がある時は、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第 36 条 監査等委員会の決議は、法令で別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第 37 条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査等委員会規程)

第 38 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第39条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第41条 会計監査人の報酬等は、取締役会の決議により、監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第42条 当社は、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第7章 計 算

(事業年度)

第43条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等)

第44条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。

2. 当社は、毎年3月31日または9月30日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という。）を行う。

3. 当社は、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を株主総会の決議によって定めない。

(配当金の除斥期間)

第45条 配当金が、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

2. 未払の配当金には利息をつけない。

附則

（監査役の責任免除に関する経過措置）

当社は第 118 期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。